

要件事項	<p><Air-NACCS/Sea-NACCS> 「輸出申告変更（官署変更）（EDY）」業務等における営業区域外税関への官署変更可能化</p>
機能概要	<p><変更前仕様> 積込港の変更に伴い、入力者の営業区域外税関への官署変更が必要となった場合、「輸出申告変更（官署変更）（EDY）」業務等では、官署変更ができない。</p>
	<p><変更後仕様> 積込港の変更に伴い、入力者の営業区域外税関への官署変更が必要となった場合、「輸出申告変更（官署変更）（EDY）」業務等に、入力者の営業区域外税関への官署変更する機能を追加し、入力者の営業区域外税関への官署変更を可能とする。</p>

1. 変更内容

(1) 輸出申告変更（官署変更）について

(A) 以下の業務の入力項目に「変更後積込港コード」欄、「あて先官署コード」欄を追加し、積込港の変更に伴う入力者の営業区域外税関への官署変更を可能とする。

なお、端末パッケージソフトにおいては「2012年12月1日0時」に、新画面レイアウトに切り替わる。

- ①「輸出申告変更（官署変更）（EDY）」
- ②「輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）（MEY）」
- ③「別送品輸出申告変更（官署変更）（UEY）」

(B) 積込港の変更に伴う入力者の営業区域外税関への官署変更を行う場合は、「変更後積込港コード」欄、「あて先官署コード」欄を入力する。

(C) 入力者の営業区域外税関への官署変更を行う場合は、以下のチェックを行う。

- ①入力された「変更後積込港コード」と、申告情報に登録されている積込港コードが一致しないこと。
- ②「あて先官署コード」欄には、入力された「変更後積込港コード」の管轄税関内の官署コードが入力されていること。ただし、「変更後積込港コード」の管轄税関がシステムで取得できない場合は（主に「変更後積込港コード」が不開港の場合）、チェックを行わない。
- ③「あて先官署コード」欄には、貨物情報に登録されている蔵置場所（蔵置されていない場合は、搬入予定場所）の管轄税関内の官署コードが入力されていること。

(D) 申告等番号については、指定されたあて先官署コードの管轄税関より払出しを行う。

(E) 「変更後積込港コード」欄に入力がない場合は、現状の入力者の営業区域内税関への官署変更とする。

(F) 営業区域外税関への官署変更についても、現状と同様に「許可・承認等情報登録（輸出通関）（PAE）」業務等による「CHG」（あて先官署変更受理）登録後に実施可能とする。

(G) EDY業務、UEY業務、MEY業務で出力される応答画面について、「申告番号」欄を変更不可項目（グレーアウト表示）に変更し、申告等番号を変更できないよう、画面テンプレートを変更する。

なお、出力情報コードの7桁目は変更せず、画面テンプレートのみ変更する。

従って、端末ダウンロードした時点で、変更後レイアウトでの表示となる。

(2) EDY業務等の後の、後続業務について

EDY業務等において、入力者の営業区域外税関への官署変更が行われた場合、EDA業務等の後続業務のチェック、処理を以下の通り変更する。

- ①通関（予定）蔵置場の管轄税関と入力者の営業区域税関との一致チェックを行わないよう変更する。
- ②入力されたあて先官署コードが、当初のあて先官署コードと同一税関であることのチェックを行わないように変更する。
- ③EDA業務、MEC業務およびUEA業務において、EDY業務等で入力された変更後積込港コードが「積込港コード」欄に入力されていることのチェックを追加する。
- ④上記以外については、現状と同様のチェック、処理を行う。

2. 変更対象業務／変更対象出力情報

- ①「輸出申告変更（官署変更）（EDY）」
- ②「輸出マニフェスト通関申告変更（官署変更）（MEY）」
- ③「別送品輸出申告変更（官署変更）（UEY）」
- ④「輸出申告事項登録（EDA）」
- ⑤「輸出申告変更事項登録（EDA01）」
- ⑥「輸出マニフェスト通関申告（MEC）」
- ⑦「輸出マニフェスト通関申告変更（MEE）」
- ⑧「別送品輸出申告事項登録（UEA）」
- ⑨「別送品輸出申告変更事項登録（UEA01）」
- ⑩輸出申告事項登録情報（大額）（官署変更用）（SAE504／AAE504）
- ⑪輸出申告事項登録情報（少額）（官署変更用）（SAE505／AAE505）
- ⑫別送品輸出申告事項登録情報（官署変更用）（SAE506／AAE506）
- ⑬輸出マニフェスト通関申告情報（官署変更用）（AAE507）

3. リリース日から制度施行までの「日付制御」について

- ①プログラムリリース後、10月21日～11月30日の間は、本変更の機能は利用できないよう、業務プログラムで制御を行う。
- ②12月1日（土）0時以降に、本変更の機能が利用できるよう、業務プログラムで制御を行う。

4. 特記事項

- (1) 入力項目の追加が発生するため、自社システム利用者には影響がある。
- (2) 画面レイアウト、端末ヘルプが変更となるため、利用者による端末ダウンロードが必要である。
- (3) 自社の貨物について申告が認められている利用者（自社通関扱い）についても、当変更により、営業区域外税関への官署変更が可能となる。
- (4) 「輸出申告変更（AEO通関業者用官署変更）（EDX）」業務および「輸出マニフェスト通関申告変更（AEO通関業者用官署変更）（MEX）」業務については、通関蔵置場の管轄税関官署以外に申告され、検査扱いとなった申告情報について、通関蔵置場の管轄税関官署への官署変更を行う業務であるため、当変更の対象外とする。

5. リリース予定日／サービス開始予定日

リリース予定日 : 平成24年10月21日（日）
サービス開始予定日 : 平成24年12月01日（土）